

## 主 文

本件再審の訴を却下する。

訴訟費用は再審原告の負担とする。

## 理 由

再審原告の再審理由第一点について。

本件の前上告審において、弁護士多賀健三郎が上告人の代理人として提出した上告理由書は、その後同代理人が本人により解任されたとしても、有効であるから、前上告審がこれについて判断を与えたことは正当である。この場合が、所論のごとく、民訴四二〇条三号の授權の欠缺にあたらぬことはいうまでもない。

同第二、第三点について。

前上告審における所論上告人提出の書面は、単なる意見の陳述にすぎず、上告理由書記載の事実の取消又は更正とはとうてい認められない。したがって、前上告審判決には、なんらの判断の遺脱はない。なお、憲法違反の論旨は、これに名を藉る単なる訴訟法違反の主張に帰し、適法な再審事由にはあたらない。

同第四点について。

所論は、結局前上告事件において確定された事実を争うものにすぎず、適法な再審事由にはあたらない。

よつて、民訴四二三条、四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	池	田		克
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	一